

千葉市告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、次の事業者を指定一般相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第1項第1号の規定により告示します。

令和2年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定地域 相談支援の 種類
福祉の相談室花見川 千葉県千葉市花見川区 さつきが丘2丁目34 番地1号棟403	合同会社福祉の相談室 千葉県大網白里市みず ほ台1丁目11番地4 戸田 崇博	令和2年2月1日	1230100859	地域移行支援 地域定着支援